

容器包装リサイクル制度を取り巻く現状

- 1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況
- 2 分別収集の実績
- 3 容器包装廃棄物の再商品化
- 4 特定事業者に関する状況
- 5 容器包装リサイクル法の各種取組状況
- 6 その他関連情報

1 ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

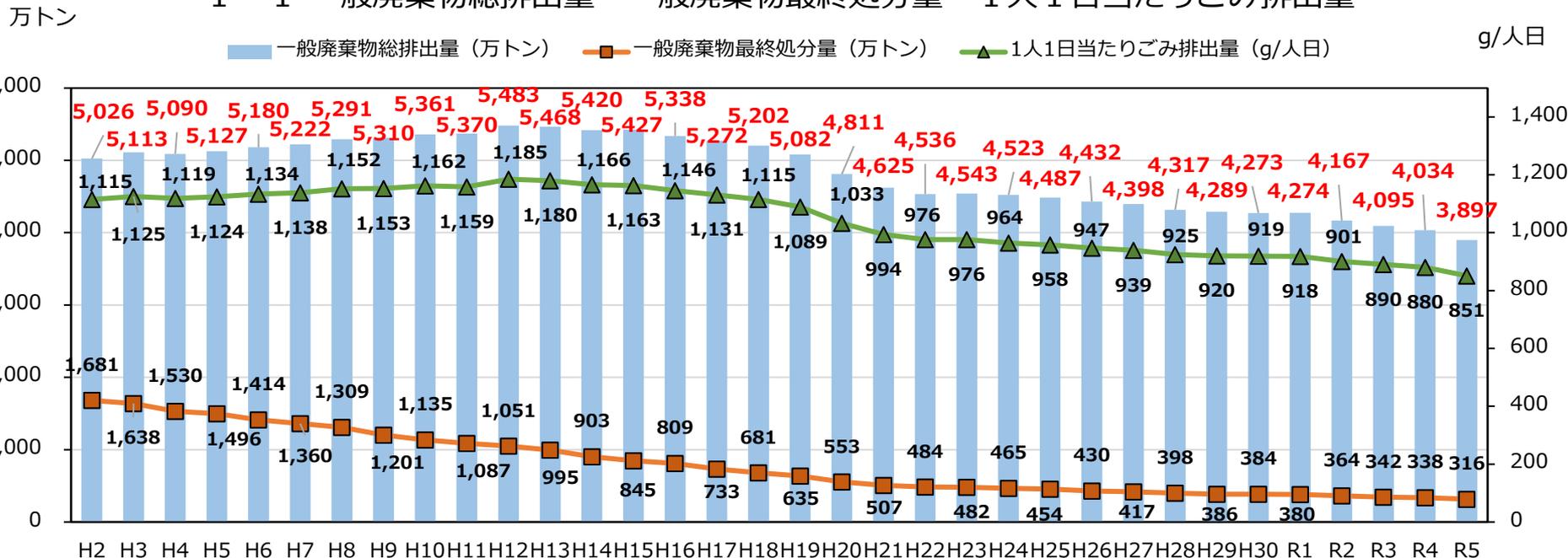
1-1 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量

我が国のごみの排出量は、平成12年度をピークに減少しており、令和5年度においては、3,897万トンとなっている。

1人1日当たりごみ排出量は、直近は851gと、法制定時（平成7年。1,138g）から約25%、ピーク時（平成12年。1,185g）から約28%減少している。

一般廃棄物最終処分量は、法制定以前より減少を続けており、令和5年度は316万トンであった。

1-1 一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量

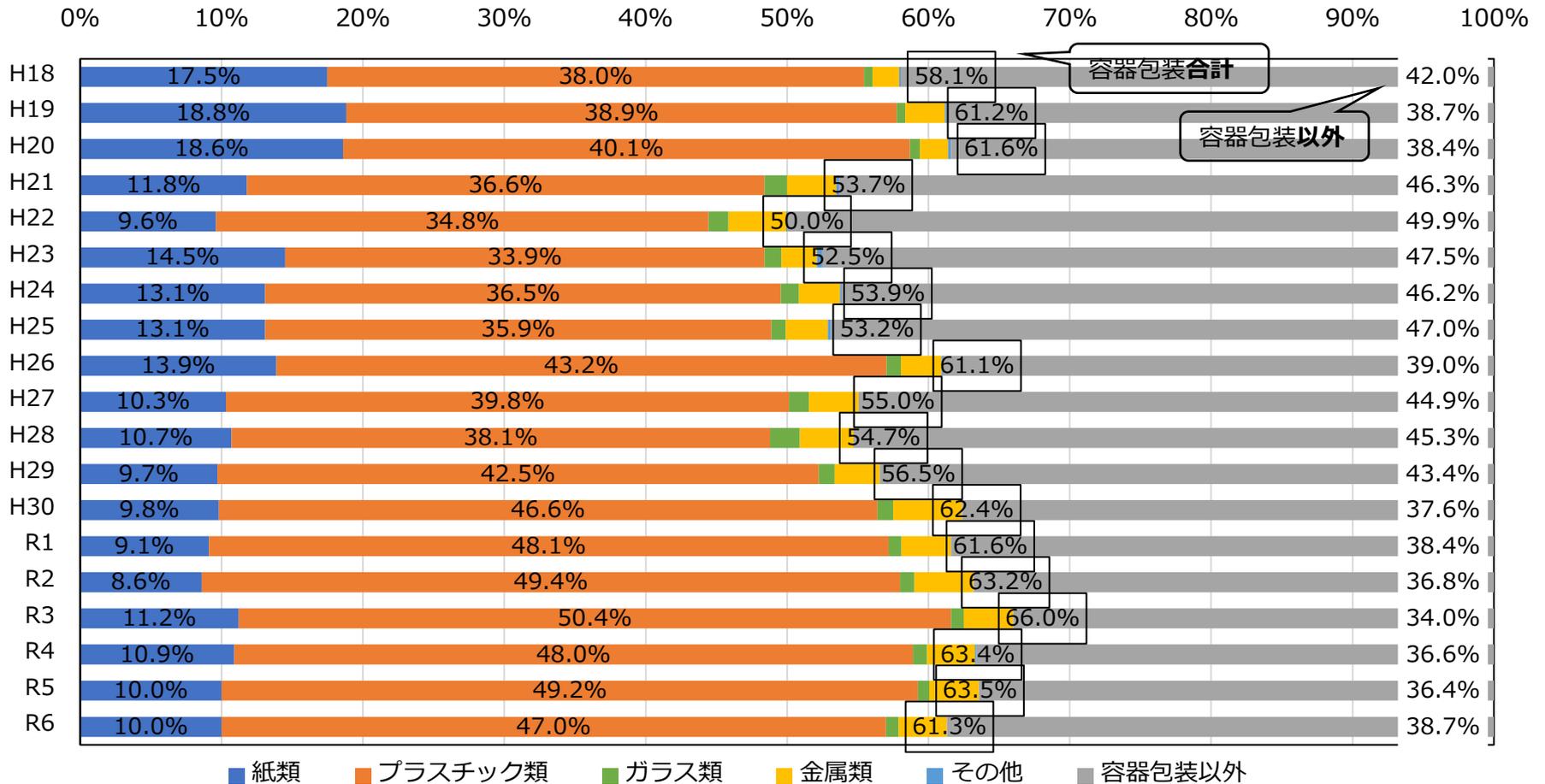


出典：環境省「日本の廃棄物処理」

1 - 2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（容積比）

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の容積比は増減を繰り返していたが、平成28年度から増加傾向を示していたものの、令和6年度は減少傾向に転じた。

容器包装廃棄物の使用・排出実態調査経年推移 - 容積比率

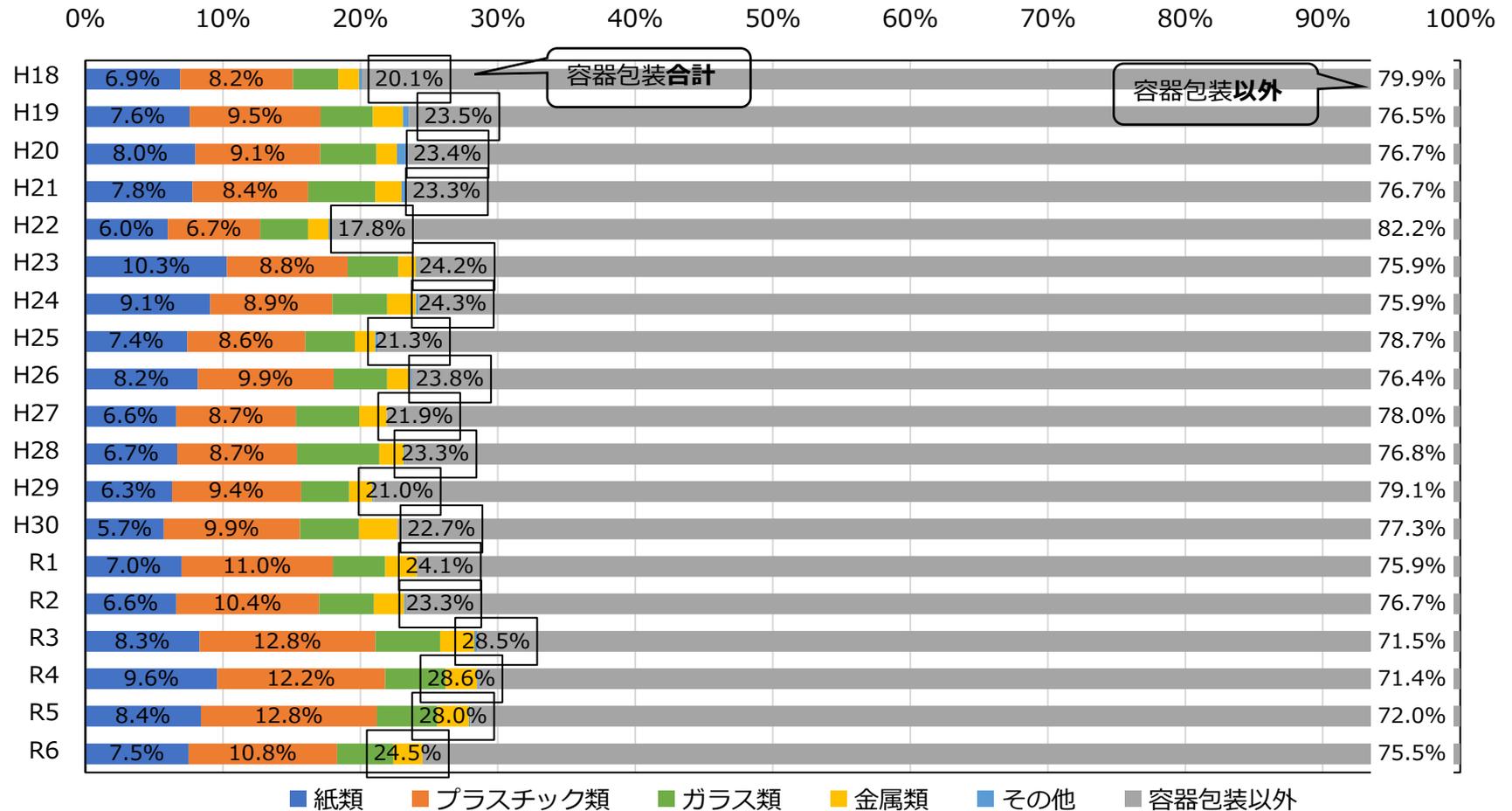


※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

1 - 2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（湿重量比）

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の湿重量比は概ね20%台で推移している。組成別ではプラスチック類及び紙類が最も多く、特にプラスチック類は令和元年度以降10%を超える。

容器包装廃棄物の使用・排出実態調査経年推移 - 湿重量比率

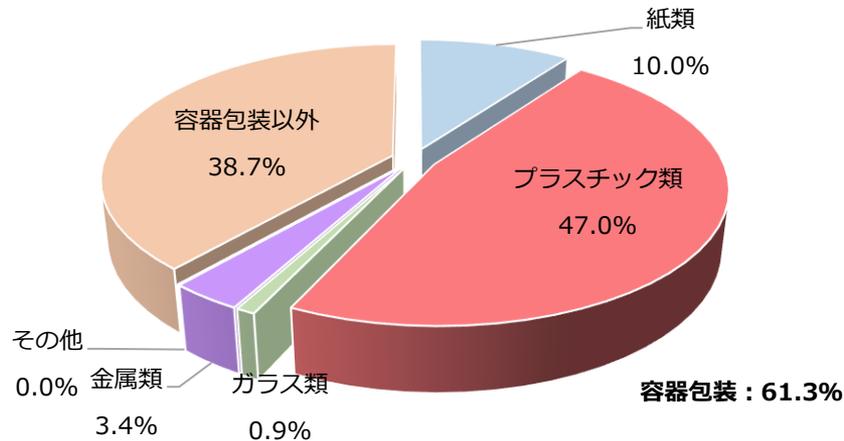


※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

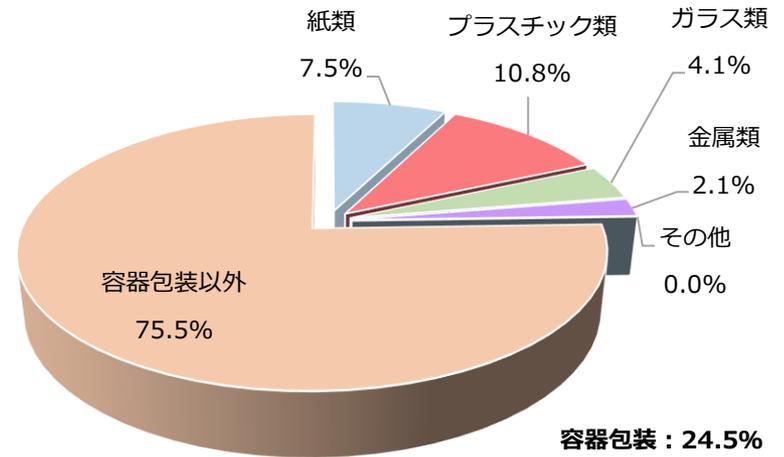
1 - 2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（令和6年度）

家庭ごみ中の容器包装廃棄物が占める割合は、令和6年度においては、容積比で61.3%、湿重量比で24.5%となっている。プラスチック類が容積の約半分を占めている。

(1)容積比



(2)湿重量比



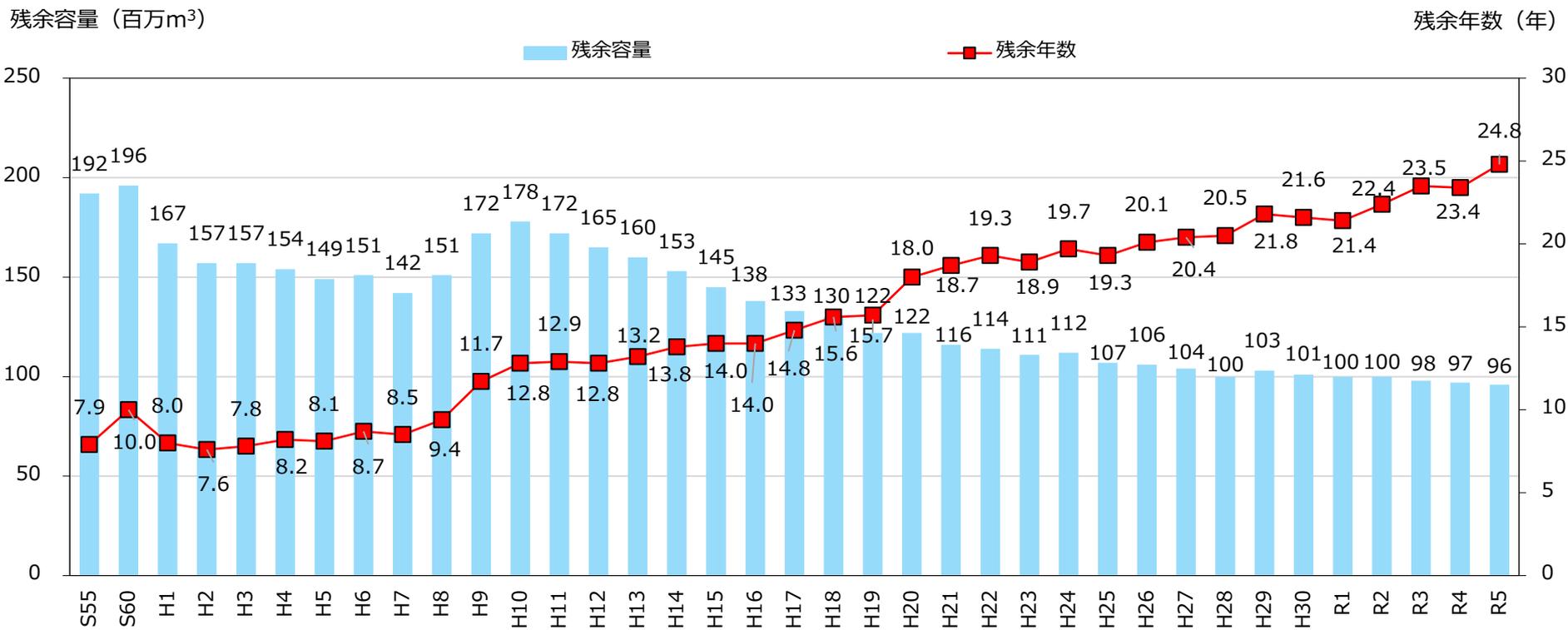
※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

1 - 3 一般廃棄物最終処分場の状況

一般廃棄物最終処分場の残余容量は減少傾向が継続しているものの、平成28年度からその減少傾向が緩やかとなる。前回法改正時（平成18年）に130百万立方メートルであったが、令和5年度には96百万立方メートルである。

最終処分場の残余年数は、前回法改正時（平成18年）に15.6年であったが、令和5年度には24.8年に増加した。

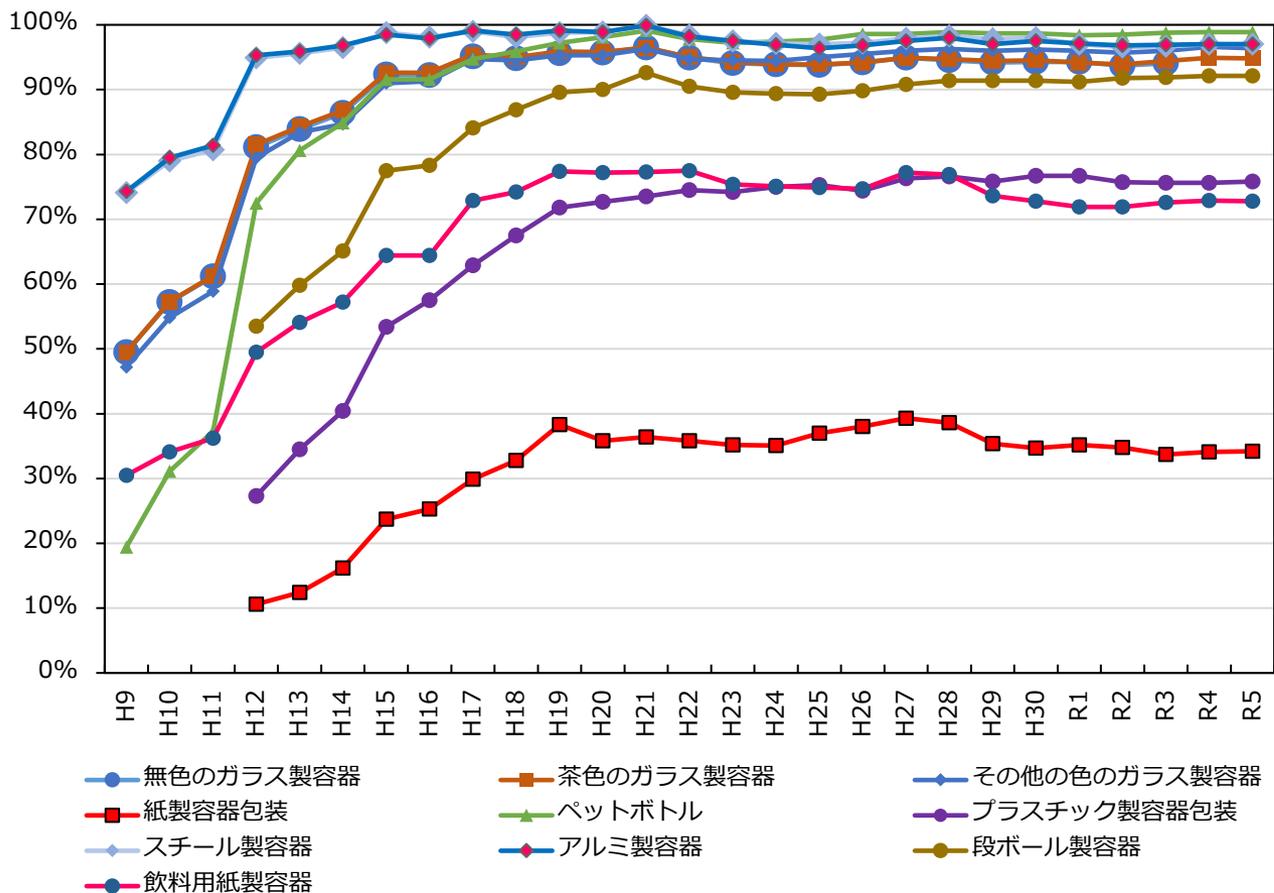
1 - 3 一般廃棄物最終処分場の状況



2 分別収集の実績

2-1 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

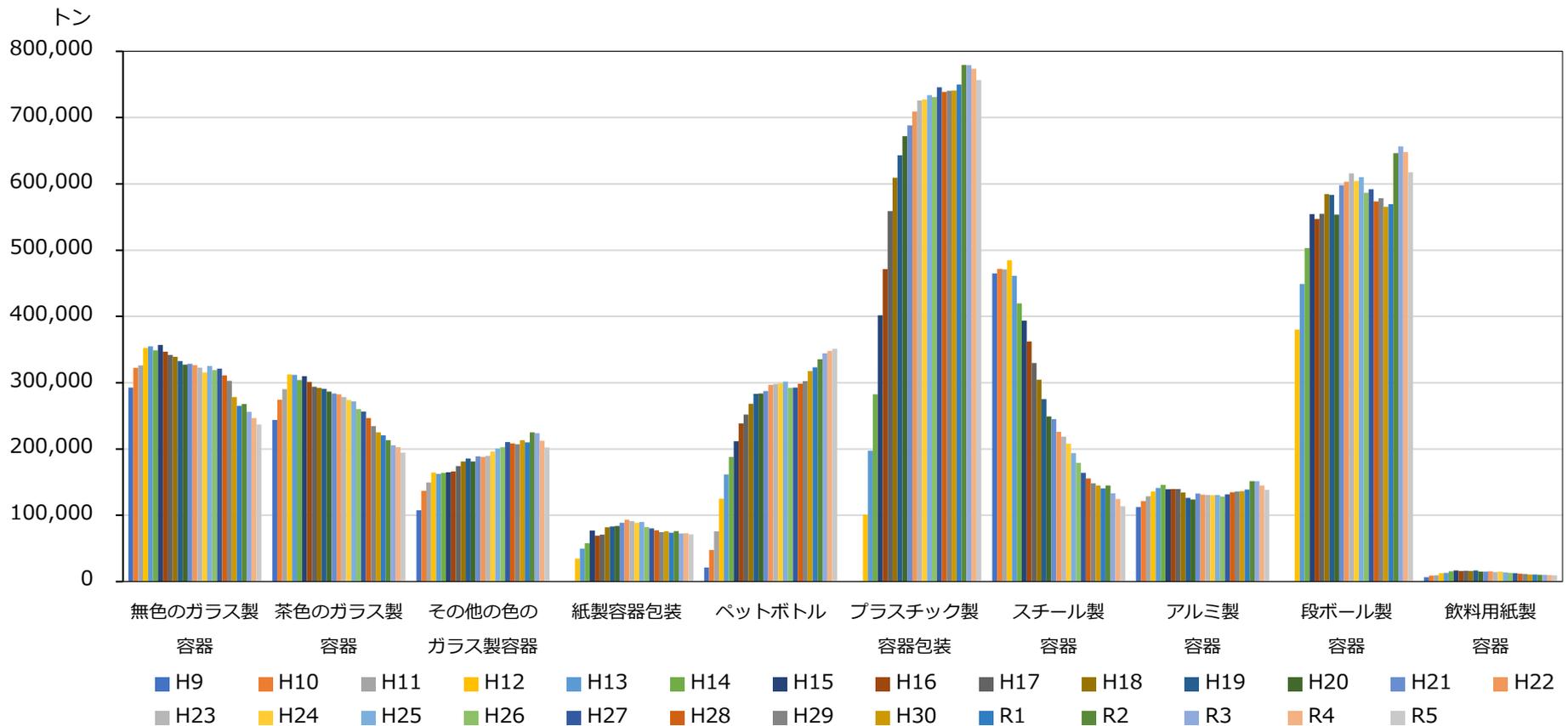
分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、段ボールについては9割を超えているが、プラスチック製容器包装や飲料用紙製容器は7割程度、紙製容器包装は3割程度と低い割合で推移している。



品目	R5年度実施割合(%)
無色のガラス製容器	94.3%
茶色のガラス製容器	94.8%
その他の色のガラス製容器	96.4%
紙製容器包装	34.2%
ペットボトル	98.9%
プラスチック製容器包装	75.8%
(うち白色トレイ)	22.2%
スチール製容器	97.0%
アルミ製容器	97.0%
段ボール製容器	92.1%
飲料用紙製容器	72.8%

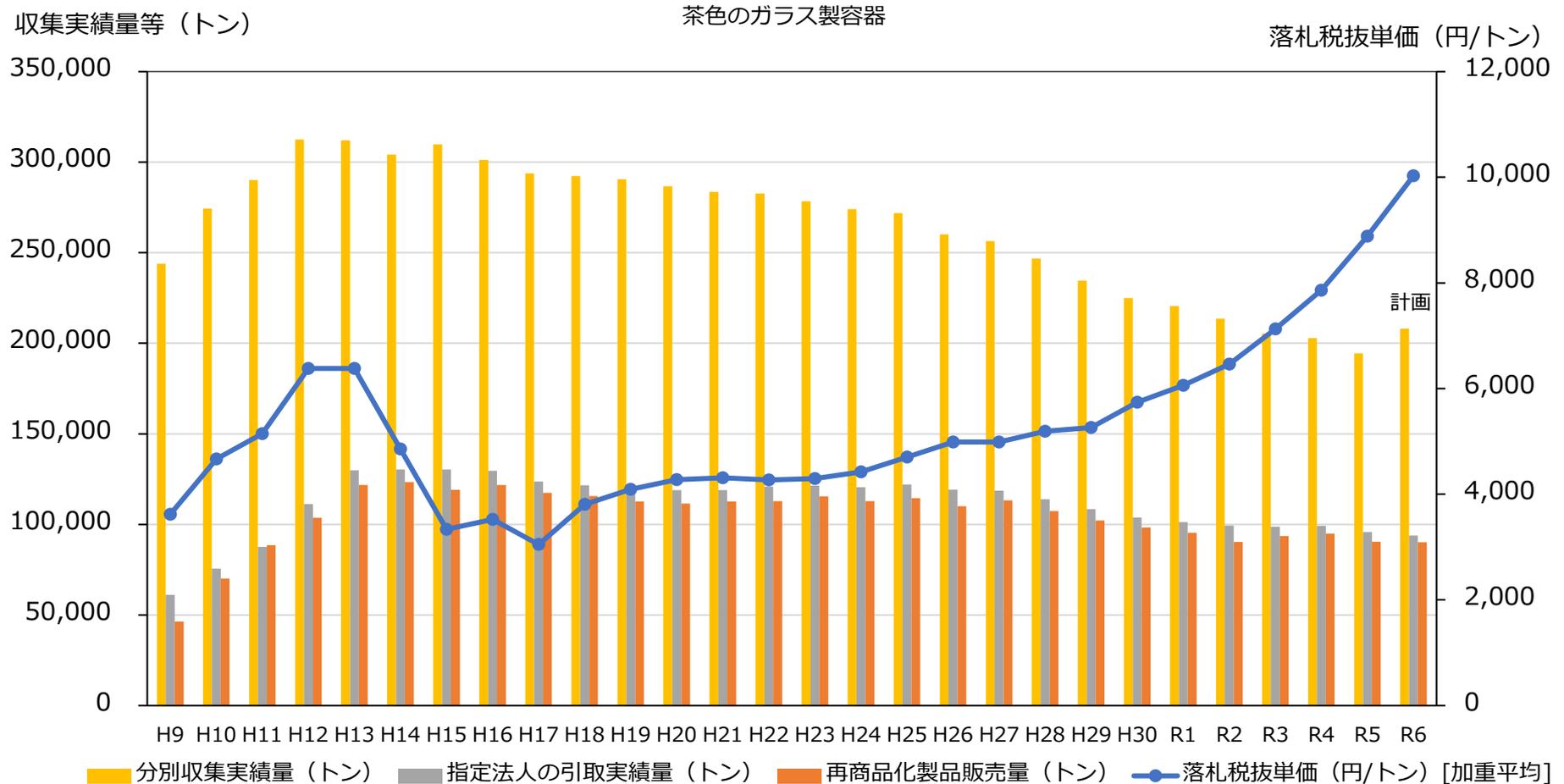
2-2 年度別分別収集実績量

無色及び茶色のガラス製容器、スチール製容器の分別収集量は出荷量に伴い減少傾向にある。段ボール容器については減少傾向であったものの令和2年度から急増している。その他の色のガラス製容器、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集量は近年増加傾向にある。これは令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響等によるものと推察する。



2-3 素材別 収集実績量、引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価の推移

茶色のガラス製容器も無色のガラス製容器同様に、実績量は減少傾向を示す一方、落札税抜単価は増加傾向を示している。



※R6年度の分別収集実績量は計画量。

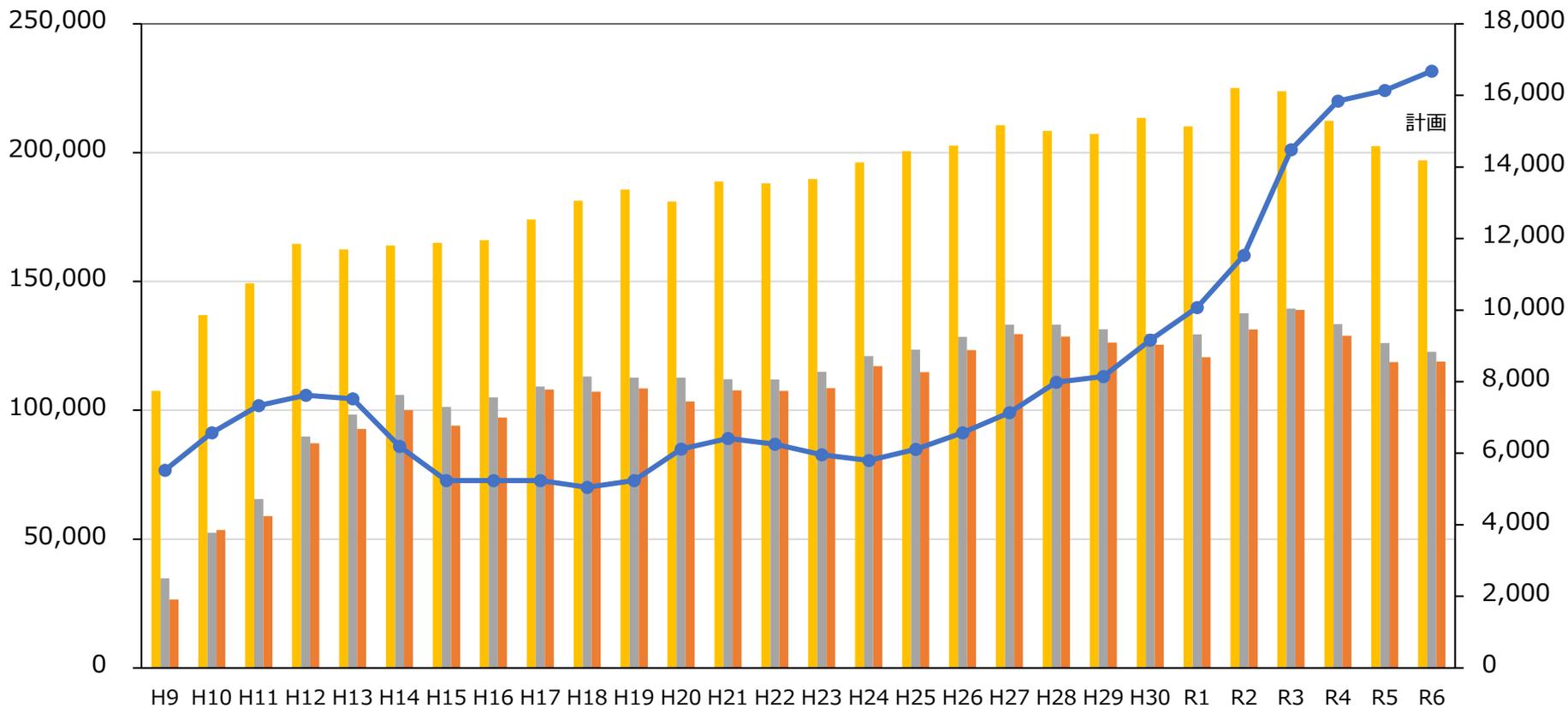
2-3 素材別 収集実績量、引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価の推移

その他の色のガラス製容器は、令和2年度までの実績量は増加傾向を示したが、近年は減少傾向を示している。一方で、落札税抜単価は増加している。

収集実績量等 (トン)

その他の色のガラス製容器

落札税抜単価 (円/トン)

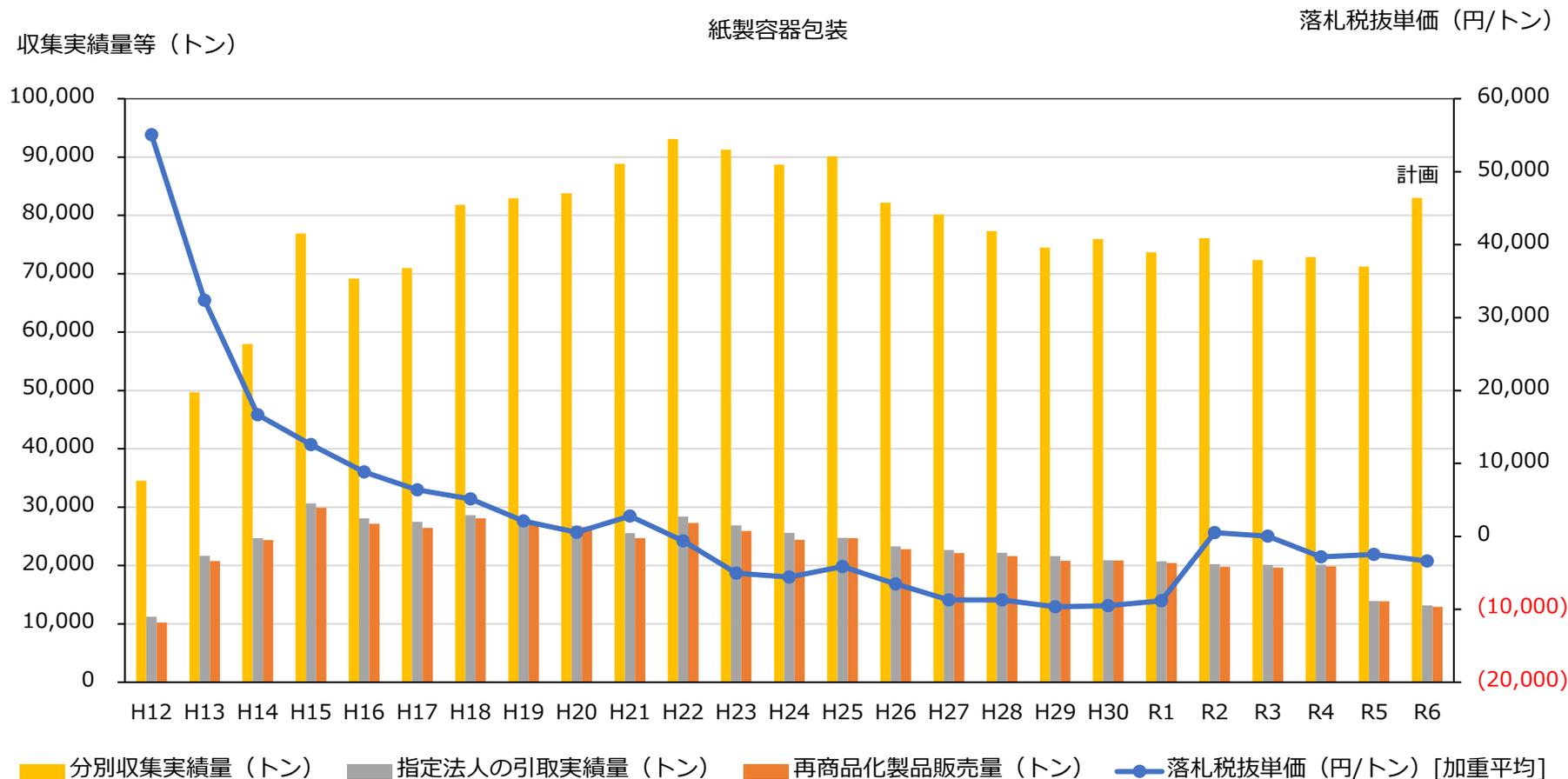


■ 分別収集実績量 (トン)
 ■ 指定法人の引取実績量 (トン)
 ■ 再商品化製品販売量 (トン)
 ● 落札税抜単価 (円/トン) [加重平均]

※R6年度の分別収集実績量は計画量。

2-3 素材別 収集実績量、引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価の推移

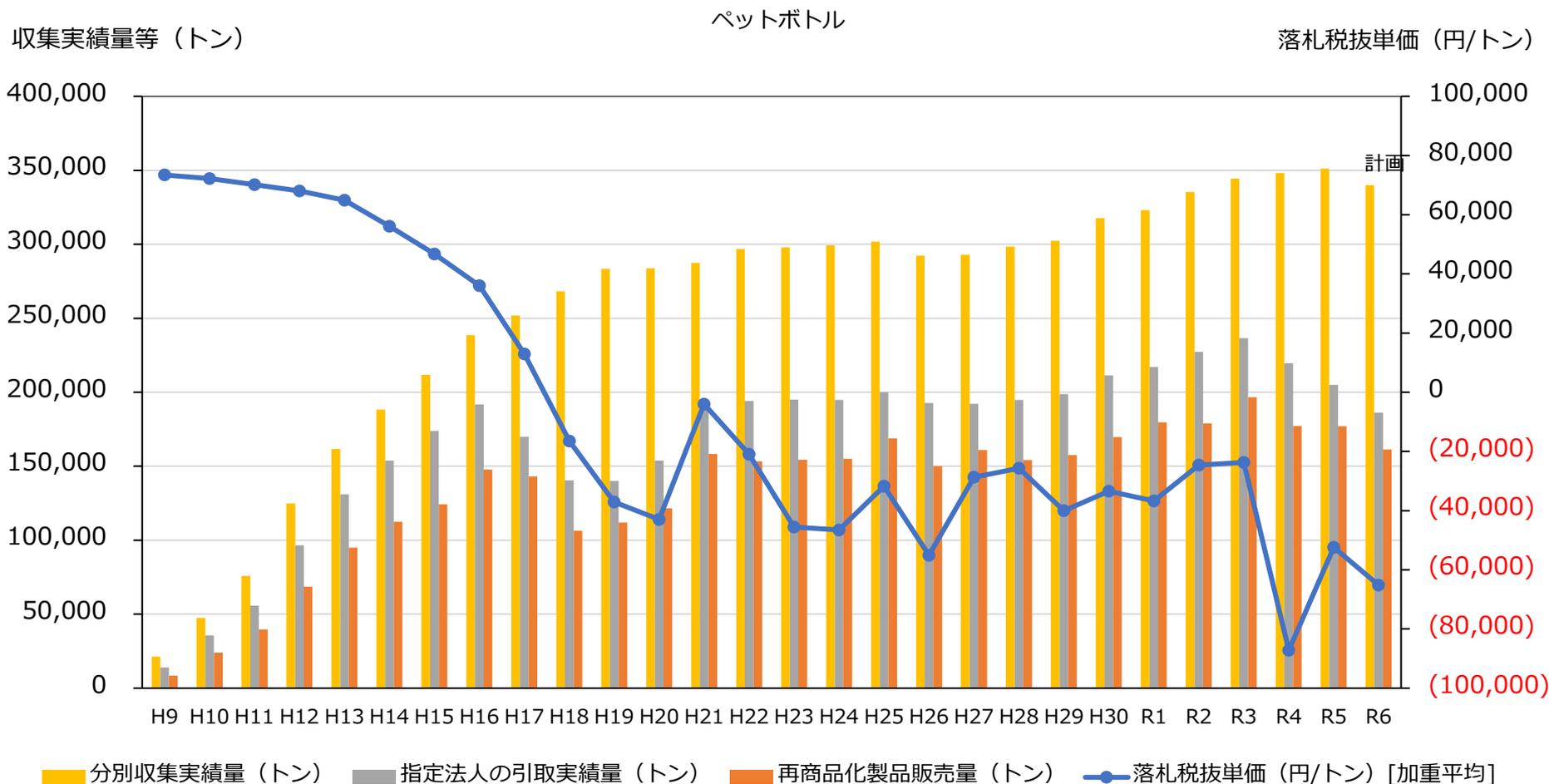
紙製容器包装は、平成22年度より実績量は減少傾向を示している。落札税抜単価は令和元年度までは減少傾向を示していたが、令和2、3年度は逆有償となった。令和4年度以降は再び有償となった。



※R6年度の分別収集実績量は計画量。

2-3 素材別 収集実績量、引取実績量、再商品化製品販売量、落札単価の推移

ペットボトルの実績量は増加傾向を示している。落札税抜単価は令和4年度以降ボトルtoボトルの需要増を受け有償の幅が大きくなっている。



※R6年度の分別収集実績量は計画量。

3 容器包装廃棄物の再商品化

3-1 容器包装廃棄物の再商品化の方法

容器包装廃棄物の再商品化については、以下のとおり素材の特性に応じたりサイクルを行っている。

ガラス製容器包装

・カレット化

・ガラスびん
・その他（舗装用骨材、軽量発泡骨材、ガラス短繊維など）

紙製容器包装

・製紙原料
・固形燃料
・古紙破碎解繊維物

・段ボール・板紙など
・固形燃料
・家畜用敷料

ペットボトル

・フレーク化
・ペレット化
・ポリエステル原料化

・繊維 ・シート
・ボトル ・成型品
・その他（結束バンドなど）

プラスチック製容器包装

材料リサイクル ペレット化

パレット、プラスチック板、再生樹脂等
プラスチック製品

ケミカル
リサイクル

◆油化
◆高炉還元剤化
◆コークス炉化学原料化
◆ガス化

化学原料など
高炉還元剤
コークス（還元剤）、炭化水素油、ガス
化学原料（アンモニア合成の原料）

固形燃料等 燃料化

燃料

3-2 種類別再商品化製品紹介

ガラス製容器 再商品化製品

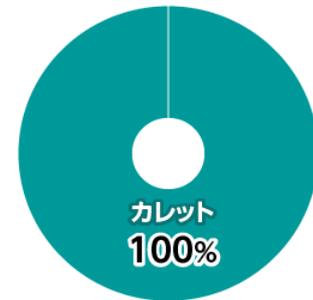
再商品化製品

「カレット」は、ガラスびんを原料用に細かく砕いたもので、リサイクル製品の原材料等（再商品化製品）の100%を占める。「カレット化」はラベルや異物を取り除いて色分別したカレットの状態にするガラスびんのリサイクル手法である。

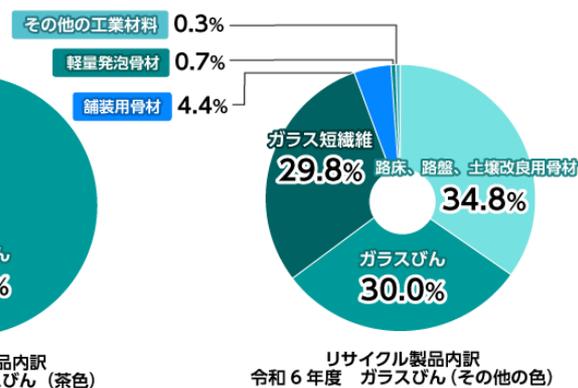
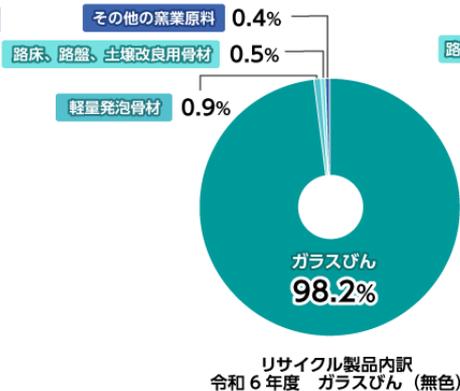
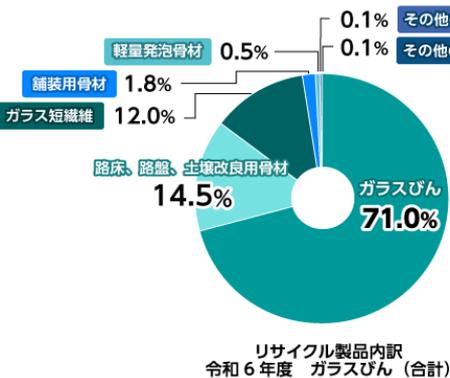
カレット



令和6年度 カレット（合計）



再商品化製品利用製品



ガラスびん



路床、路盤、土壌改良用骨材（住宅の基礎等）



ガラス短繊維（断熱材等）



古紙破碎解織物家（畜用敷料）

吸水性や通気性に優れていることから、家畜用敷料（敷きわら）として利用される。



家畜用敷料（敷きわら）



家畜用敷料の利用例

固形燃料

紙製容器包装からつくられる固形燃料は、RPFとフラフである。両燃料については、古紙と廃プラスチックを原料とした固形燃料で、石炭の代替材料として主に製紙メーカー、セメント会社等で利用されている。



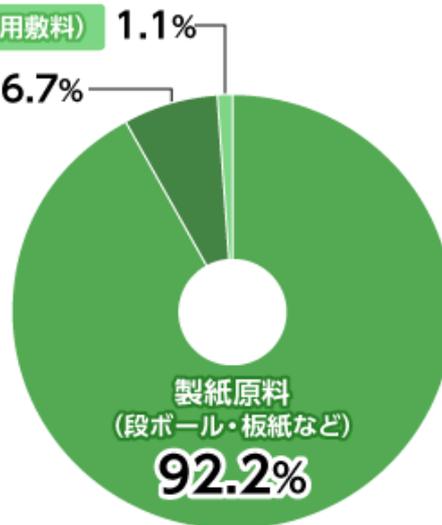
RPF



フラフ

古紙破碎解織物（家畜用敷料） 1.1%

固形燃料 6.7%



原材料等内訳
令和6年度

製紙原料

紙製容器包装を原料としてつくられる紙は、板紙、段ボールの中芯などであり、製紙メーカーの板紙工場等で使用される。

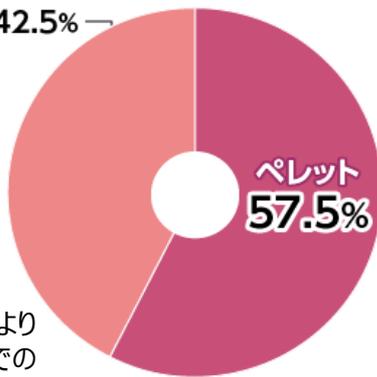


段ボールの中芯

ペットボトル 再商品化製品

再商品化製品

フレーク 42.5%



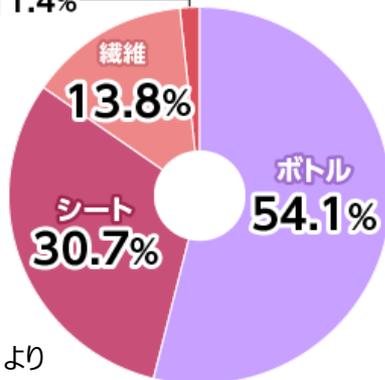
※R5年4月より
R6年6月までの
販売実績

原材料等内訳
令和5年度 PET ボトル



再商品化製品利用製品

成形品 1.4%



※R5年4月より
R6年6月までの
販売実績

リサイクル製品内訳
令和5年度 PET ボトル

繊維

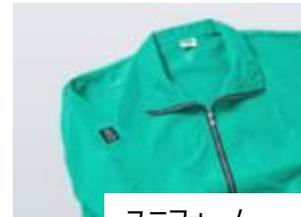
自動車関連材料、
インテリア・寝装寝
具、衣類、土木・
建築資材など



自動車の天井・床等の
内装材や、吸音材



カーペット



ユニフォーム

シート

卵パック、食品用
トレイ、食品用の
中仕切り、プリス
ターパックなど



卵パック



食品用の中仕切り



プリスターパック

ボトル



飲料用ボトル



洗剤用ボトル

成形品



排水ます蓋



回収ボックス

その他

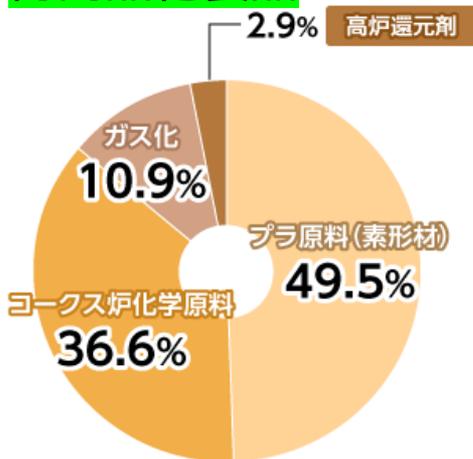
結束バンド、
ごみ袋など



結束バンド

プラスチック製容器包装 再商品化製品

再商品化製品



原材料等内訳
令和6年度

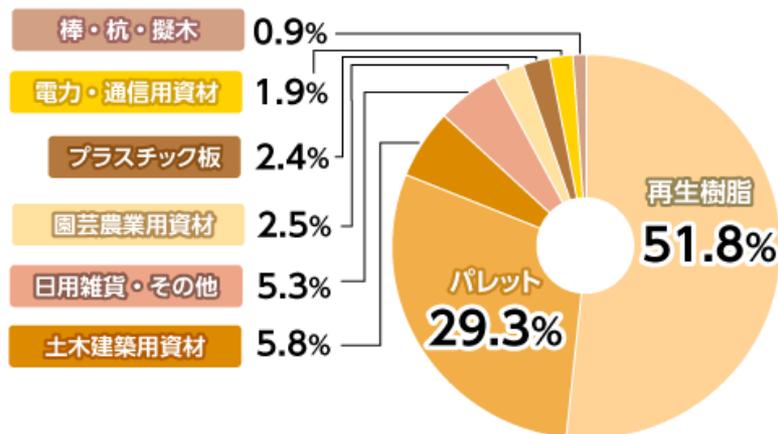


材料リサイクル (プラ素形材)



ケミカルリサイクル
(写真：コークス炉化学原料)

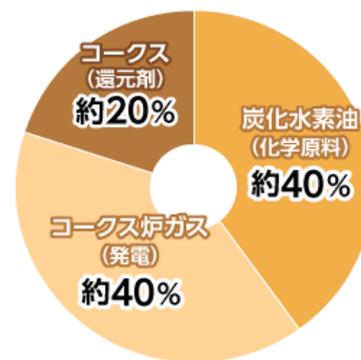
再商品化製品利用製品



材料リサイクル製品内訳
令和6年度



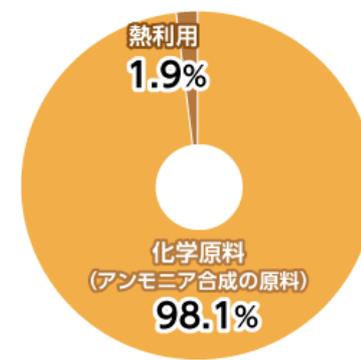
高炉還元剤化



コークス炉化学原料化

内訳はプラスチック循環利用協会 HP より

ケミカルリサイクル製品内訳
令和6年度



ガス化

プラスチック製容器包装 再商品化製品

プラスチック製容器包装 材料リサイクル製品(再商品化製品利用製品) 写真



再生樹脂



パレット



土木建築用資材
(土台ブロック)



土木建築用資材
(車止め使用例)



日用雑貨
(ごみ袋)



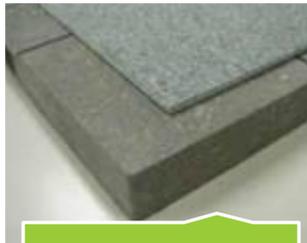
園芸農業用資材
(プランター)



電力・通信用資材
(ケーブルトラフ)



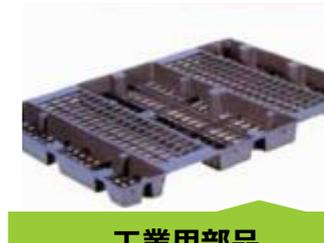
プラスチック板



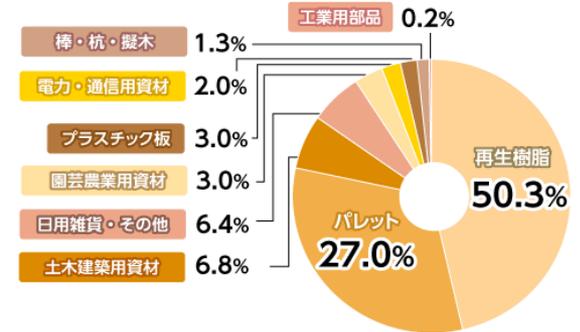
OAフロアー材



棒・杭・擬木
(標識杭)



工業用部品
(ダンネージストッパー)



※令和5年4月より令和6年6月までの販売実績

※再掲 材料リサイクル製品内訳
令和5年度

4 特定事業者に関する状況

4-1 再商品化義務履行事業者数（全国計）

再商品化義務履行事業者数は、H12から増加傾向にあり、H31年付近でピークを迎えた後、減少傾向にある。このうち、ガラスびんの無色の減少の幅が大きく、これはPETボトルへの切替等が影響していると推察する。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ガラスびん合計	4,382	4,350	4,282	4,250	4,199	4,124	4,048	3,996	3,933	3,806	4,539	3,625
無色	3,685	3,656	3,615	3,613	3,510	3,432	3,420	3,367	3,332	3,233	3,562	3,100
茶色	1,889	1,879	1,811	1,800	1,826	1,798	1,798	1,765	1,716	1,668	2,043	1,555
その他	1,645	1,601	1,539	1,476	1,493	1,476	1,436	1,412	1,374	1,331	1,286	1,263
PETボトル	1,099	1,159	1,186	1,487	1,273	1,304	1,328	1,366	1,434	1,445	1,848	1,412
紙	54,629	48,822	47,490	50,429	49,746	51,431	50,276	54,290	53,933	54,205	55,616	56,098
プラスチック	64,667	66,299	64,790	70,572	71,202	72,755	71,802	72,089	72,186	72,696	74,011	74,082
申込総件数	67,996	69,495	67,828	73,513	74,033	75,502	74,440	74,605	74,460	74,870	76,074	76,362
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
ガラスびん合計	3,558	3,511	3,455	3,399	3,325	3,286	3,240	3,189	3,124	3,062	3,011	2,945
無色	3,050	3,004	2,975	2,924	2,865	2,827	2,779	2,726	2,675	2,610	2,549	2,492
茶色	1,503	1,492	1,448	1,430	1,421	1,388	1,387	1,363	1,347	1,311	1,284	1,250
その他	1,220	1,223	1,199	1,193	1,163	1,144	1,141	1,123	1,107	1,075	1,049	1,028
PETボトル	1,386	1,380	1,371	1,349	1,323	1,313	1,291	1,277	1,272	1,230	1,196	1,169
紙	57,916	60,254	63,412	65,231	66,249	66,593	66,474	68,309	67,694	67,198	67,231	66,689
プラスチック	74,510	76,603	78,791	80,049	81,047	80,219	80,198	81,202	80,303	79,780	79,369	78,618
申込総件数	76,753	78,398	80,969	81,751	82,703	81,853	82,285	82,743	81,773	81,208	80,748	79,943

令和7年6月末データ

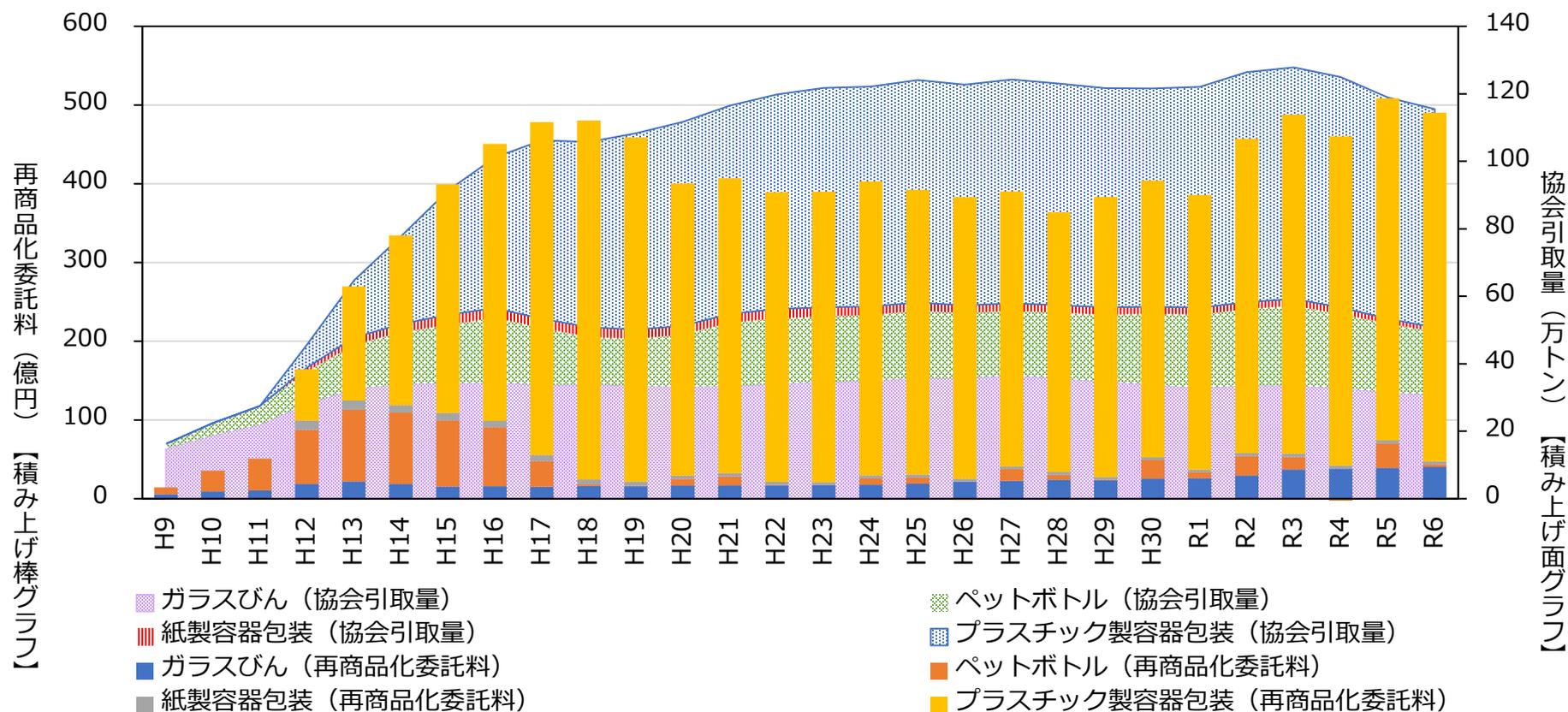
※再商品化義務履行者数は、1社で複数の素材で申込をしている場合もあるため、各欄の単純合計にはならない。

※上記の数値は、新聞販売所やコンビニエンスストア等の一括代理人契約の場合における内訳の個別店舗数を全てカウントした数値。

4-2 特定事業者が負担する委託額の推移

特定事業者が負担する再商品化委託料（積み上げ棒グラフ）について、ガラスびんは法完全施行以降増加傾向、紙製容器包装は平成13年度をピークに減少傾向にある。プラスチック製容器包装は平成18年度まで増加しており、平成19年度から横ばいで推移していたが令和2年度から再び増加に転じている。ペットボトルは平成17年度以降増減を繰り返している。

指定法人引取量（積み上げ面グラフ）について、ガラスびん、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装は減少傾向にある。



4-3 再商品化委託単価（単位：円/トン）

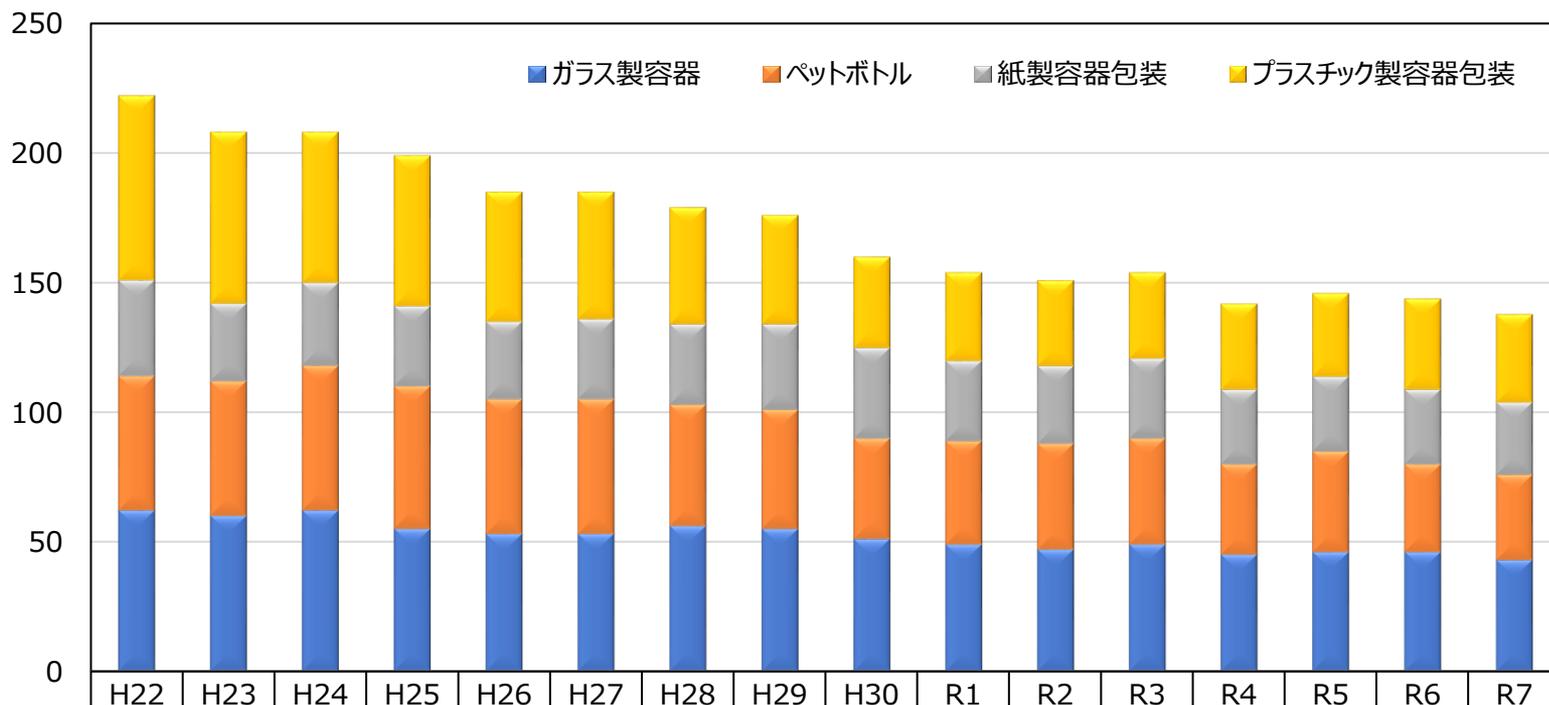
ガラスびんについては令和の初期から単価が徐々に増加している。PETボトルは単価の変動が大きく、特に令和5年度に単価が一時的に急増し、その後令和6年度には再び減少している。紙製容器包装は全体的に単価が増加している。プラスチック製容器包装の単価も増加傾向にある。これらの変動は市場の動向や処理費用の変動が影響するものと推察する。

（単位 円/トン、税抜き）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
無色のガラス製容器	2,700	2,500	3,800	3,700	3,200	4,000	3,700	4,000	3,800	3,900	4,100
茶色のガラス製容器	4,600	4,600	4,600	5,000	4,700	5,300	5,100	5,400	5,100	5,300	5,700
その他の色のガラス製容器	7,700	6,100	6,800	5,600	6,400	8,800	9,100	8,500	7,800	7,700	8,100
ペットボトル	45,800	29,800	800	1,800	1,800	1,700	4,000	3,500	3,300	4,300	1,400
紙製容器包装	18,300	12,000	19,500	12,000	14,800	12,700	15,300	12,400	11,500	11,500	13,000
プラスチック製容器包装	69,600	76,200	84,900	81,800	71,600	62,600	50,700	49,600	46,700	45,800	52,800
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
無色のガラス製容器	4,400	4,200	4,100	4,000	4,300	4,300	4,600	5,100	6,000	10,400	11,000
茶色のガラス製容器	5,800	5,500	5,700	5,600	6,000	5,900	6,400	7,200	8,200	13,500	13,900
その他の色のガラス製容器	9,400	9,700	9,900	10,300	11,600	13,700	17,500	23,600	16,100	21,400	20,200
ペットボトル	3,300	2,300	2,000	9,200	2,000	3,200	4,500	5,000	14,000	6,500	8,800
紙製容器包装	13,000	12,000	13,000	15,000	12,000	13,000	16,000	14,000	23,000	25,000	22,000
プラスチック製容器包装	47,000	45,000	45,000	49,000	46,000	49,000	51,000	53,000	58,000	62,000	63,000

4-4 指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数

指定法人が再商品化を委託した再生処理事業者数は、平成22年から減少傾向を示している。

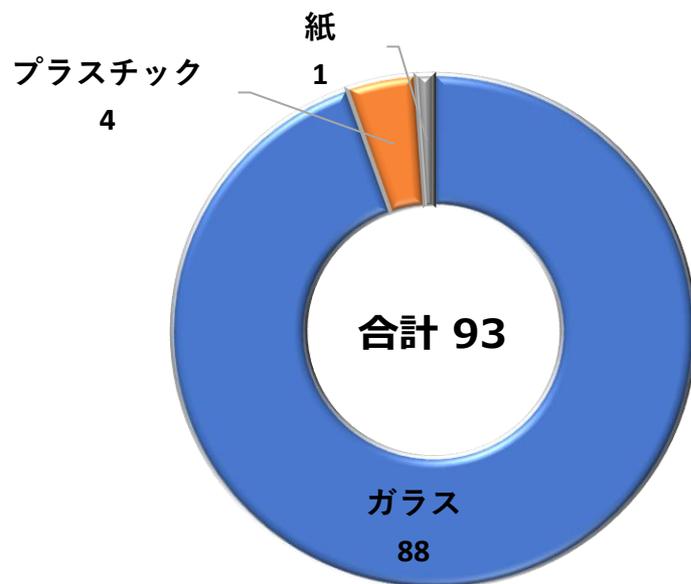


	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
プラスチック製容器包装	71	66	58	58	50	49	45	42	35	34	33	33	33	32	35	34
紙製容器包装	37	30	32	31	30	31	31	33	35	31	30	31	29	29	29	28
ペットボトル	52	52	56	55	52	52	47	46	39	40	41	41	35	39	34	33
ガラス製容器	62	60	62	55	53	53	56	55	51	49	47	49	45	46	46	43

4-5 特定容器の自主回収認定状況

認定事業者数（社）

37



素材別内訳（件数）

<素材毎の用途の例>

ガラス

- 牛乳用びん
- 炭酸飲料用びん
- 清涼飲料用びん
- 清酒用びん
- ビール用びん 等

プラスチック

- ガラスびん用キャップ
- 鶏卵パック 等

紙

- 鶏卵パック 等

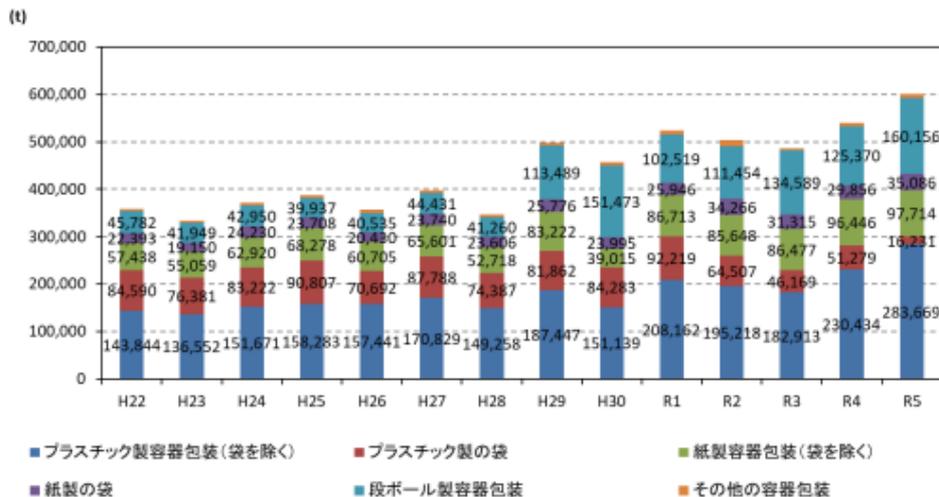
※令和7年6月時点

5 容器包装リサイクル法の各種取組状況

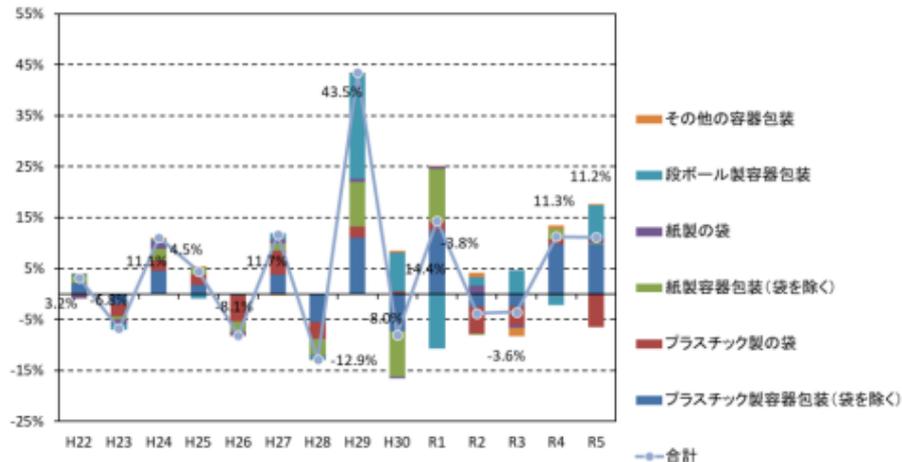
5-1 小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

定期報告連続提出事業者の、過去14年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、令和2年度からプラスチック製の買物袋の使用量が減少しており、買物袋を除く容器包装の使用量は増加している。この要因は、プラスチック製買物袋の有料化制度の開始によるレジ袋の削減や、新型コロナウイルス感染症の影響によるテイクアウトやデリバリーサービスの利用機会の増加が考えられる。

素材別容器包装を用いた量の推移

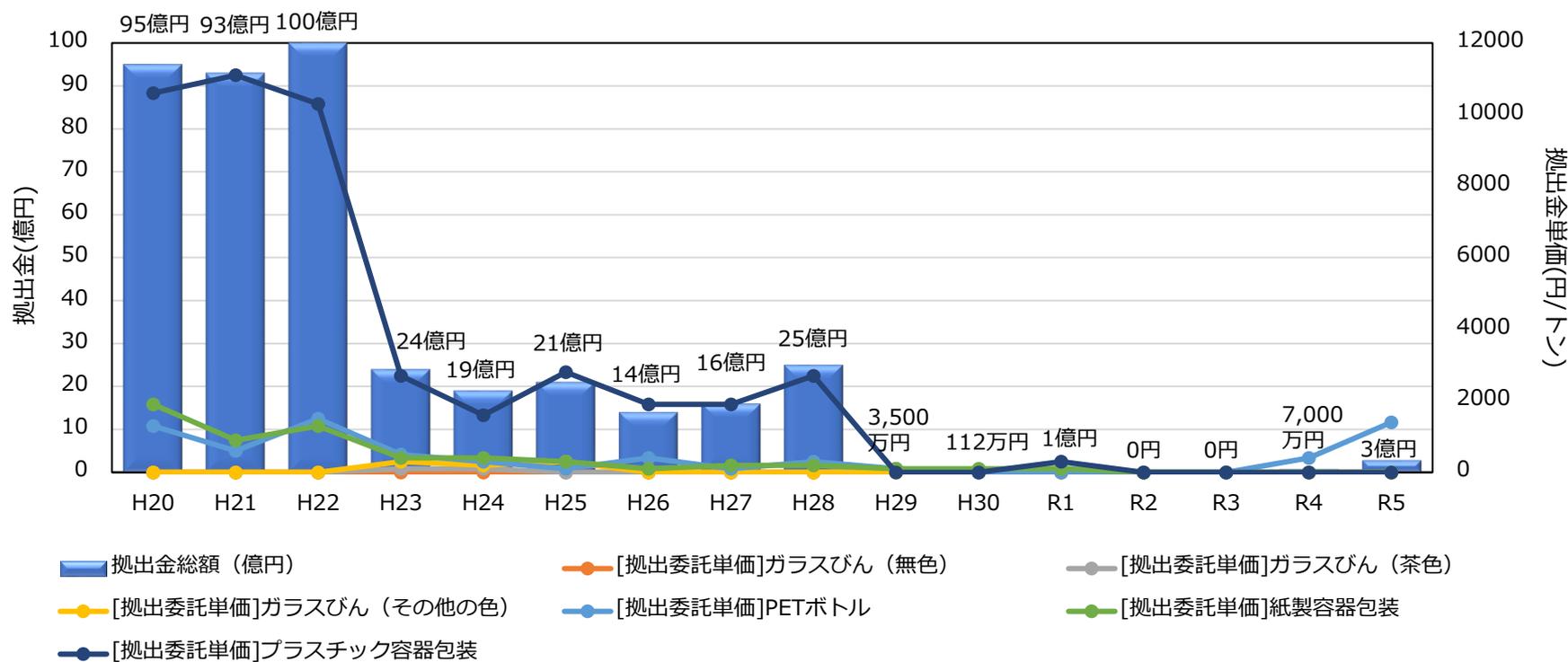


素材別容器包装を用いた量の推移（寄与度分解）



5-2 リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の状況

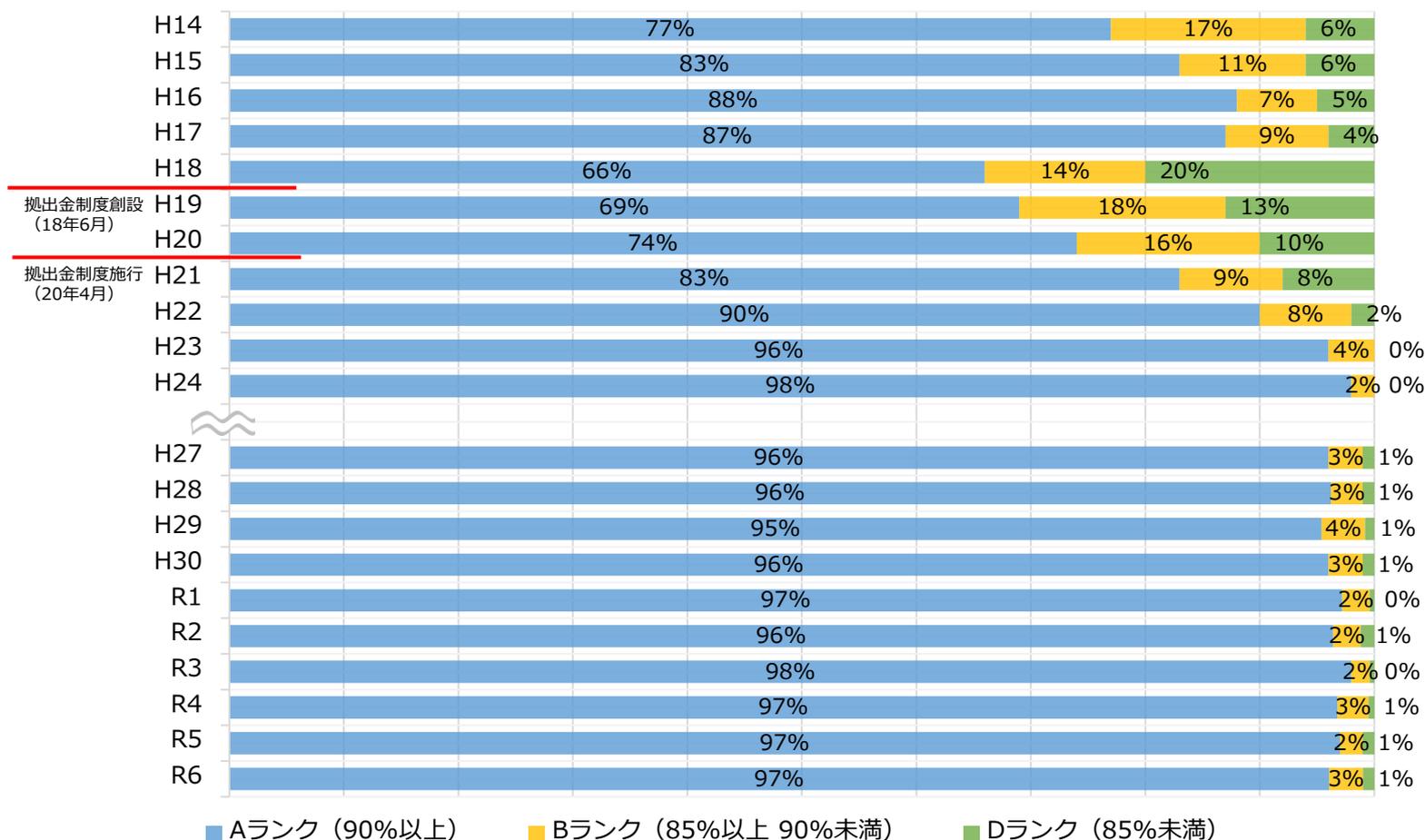
合理化拠出金の拠出総額は、制度開始当初100億円程度あったが、その後、合理化拠出金の基準年度の変更等により平成23年度以降は大きく減少した。
令和5年度では、PETボトルで約2.8億円の拠出額が出たものの、それ以外の容器包装は、実際の再商品化費用総額が「想定額」を上回ったことにより拠出金は発生しなかった。



5-3 抛出金制度導入後のプラスチック製容器包装ベール品質（容器包装比率）の推移

プラスチック製容器包装ベールの品質評価項目の1つに「容器包装比率」があり、サンプルベール重量に対し、分別基準適合物である容器包装プラスチックの重量割合（容器包装比率）が90%以上であればAランク、85%以上90%未満はBランク、85%未満はDランクとなる。

抛出金制度導入後、Aランクの割合は増加し、近年では全体の95%以上を占めている。



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

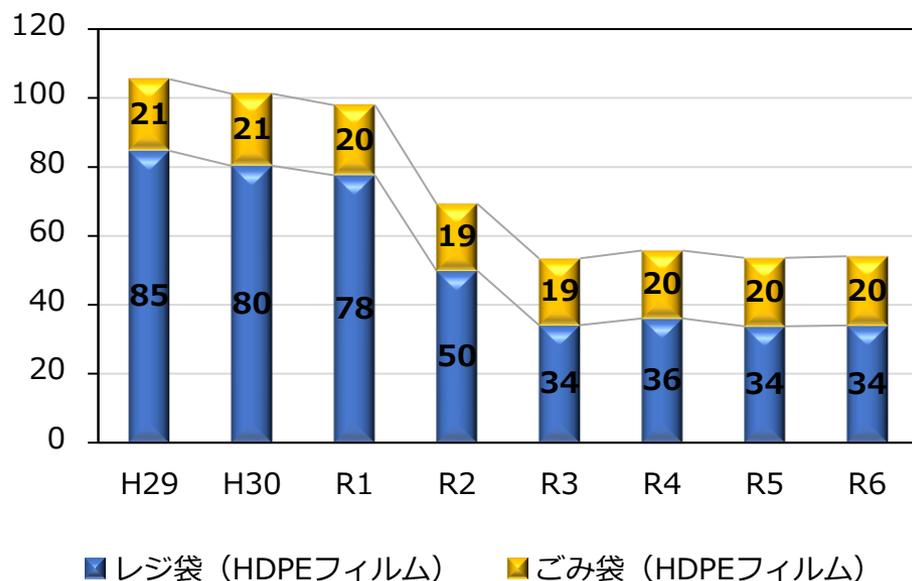
5-4 プラスチック製買い物袋の有料化について

令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買い物袋の有料化制度が開始された。環境省によるレジ袋使用状況に関するWEB調査の結果「1週間、レジ袋を使わない人」は、令和2年3月の3割から令和2年11月の7割に増加した。

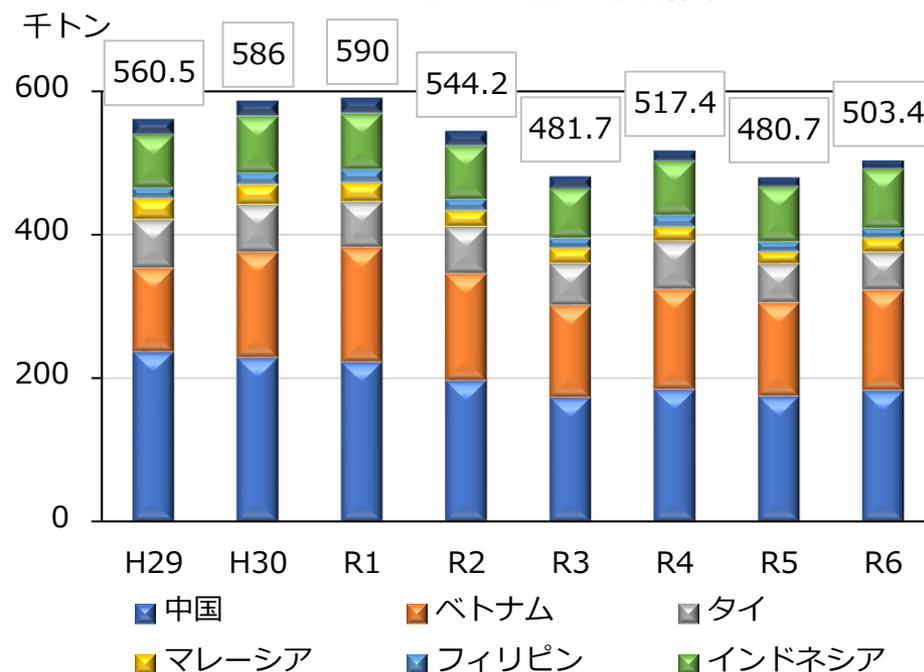
1週間レジ袋を使用しなかった人の割合	
有料化前 (2020年3月)	有料化後 (2020年11月)
30.4%	71.9%

出典) 環境省アンケート調査

千トン ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況



千トン ポリエチレン袋輸入量の年別推移



出典：日本ポリオレフィルム工業組合「2017～2021年 ポリオレフィンフィルムの年別出荷状況」の情報を基に経済産業省作成

出典：日本ポリオレフィルム工業組合「ポリエチレン袋輸入量の年別推移(2017年～2021年)」の情報を基に経済産業省作成

6 その他関連情報

6-1 プラスチック資源循環促進法第33条再商品化計画の認定状況

プラスチック資源循環促進法第33条の再商品化計画の認定については、2022年9月に宮城県仙台市に対して第1号の認定を行ってから、2025年3月の岡山県岡山市まで31の団体を認定している。

法第33条に基づく再商品化計画の認定状況（1/3）

認定番号	認定日	市区町村名	再商品化事業者	再商品化計画の実施期間
第1号	令和4年9月30日	宮城県仙台市	J&T環境株式会社	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
第2号	令和4年12月19日	愛知県安城市	株式会社富山環境整備	令和6年1月1日 ～令和8年3月31日
第3号	令和4年12月19日	神奈川県横須賀市	株式会社TBM	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
第4号	令和5年11月30日	富山県高岡市	株式会社富山環境整備	令和6年10月1日 ～令和9年3月31日
第5号	令和5年11月30日	富山地区広域圏事務組合 (富山市のみ)	株式会社富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第6号	令和5年11月30日	京都府亀岡市	株式会社富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第7号	令和5年11月30日	砺波広域圏事務組合 (砺波市・南砺市)	株式会社富山環境整備	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第8号	令和5年11月30日	岐阜県輪之内町	株式会社岐阜リサイクルセンター	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第9号	令和6年3月6日	東京都新宿区	日鉄リサイクル株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第10号	令和6年3月6日	愛知県岡崎市	日鉄リサイクル株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日

6-1 プラスチック資源循環促進法第33条再商品化計画の認定状況

法第33条に基づく再商品化計画の認定状況 (2/3)

認定番号	認定日	市区町村名	再商品化事業者	再商品化計画の実施期間
第11号	令和6年3月6日	岩手県岩手町	株式会社青南商事	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第12号	令和6年3月27日	福岡県北九州市	株式会社ビートルエンジニアリング	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第13号	令和6年3月29日	三重県菰野町	三重中央開発株式会社	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日
第14号	令和6年3月29日	大阪府堺市	三重中央開発株式会社 D I N S 関西株式会社	令和6年5月1日 ～令和9年3月31日
第15号	令和6年4月26日	京都府京都市	旭鉱石株式会社 D I N S 関西株式会社 栄伸開発株式会社 J & T 環境株式会社 株式会社 J サーキュラーシステム 株式会社レゾナック	令和6年5月1日 ～令和9年3月31日
第16号	令和6年5月30日	三重県津市	三重中央開発株式会社	令和6年6月1日 ～令和9年3月31日
第17号	令和6年9月20日	佐賀県江北町	株式会社エコポート九州	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第18号	令和6年9月26日	岐阜県羽島市	三重中央開発株式会社	令和6年10月1日 ～令和9年3月31日
第19号	令和6年11月20日	富山県射水市	株式会社富山環境整備	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第20号	令和6年11月20日	鳥取県琴浦町	因幡環境整備株式会社	令和7年10月1日 ～令和10年3月31日

6-1 プラスチック資源循環促進法第33条再商品化計画の認定状況

法第33条に基づく再商品化計画の認定状況 (3/3)

認定番号	認定日	市区町村名	再商品化事業者	再商品化計画の実施期間
第21号	令和6年11月28日	愛知県岩倉市	株式会社富山環境整備	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第22号	令和6年11月29日	秋田県大仙市 秋田県美郷町	株式会社湯沢クリーンセンター	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第23号	令和6年11月29日	長野県安曇野市	株式会社富山環境整備	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第24号	令和6年11月29日	石川地方生活環境施設組合	株式会社青南商事	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第25号	令和6年12月6日	神奈川県川崎市	JFEプラリソース株式会社 株式会社Jサーキュラーシステム 株式会社レゾナック	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第26号	令和6年12月10日	愛知県西予市	田中石灰工業株式会社	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第27号	令和6年12月11日	大阪府大阪市	栄伸開発株式会社 大東衛星株式会社	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第28号	令和6年12月27日	富山県小矢部市	株式会社富山環境整備	令和7年10月1日 ～令和10年3月31日
第29号	令和7年1月6日	神奈川県藤沢市	株式会社Jサーキュラーシステム 株式会社レゾナック	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第30号	令和7年3月14日	東京都大田区	JFEプラリソース株式会社 株式会社Jサーキュラーシステム 株式会社レゾナック	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日
第31号	令和7年3月24日	岡山県岡山市	平林金属株式会社	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日

6-2 プラスチック資源循環促進法第39条自主回収・再資源化事業計画の認定状況

令和5年4月19日付けで自主回収・再資源化事業計画を認定してから、令和7年5月現在で6件を認定している。

法第39条自主回収・再資源化事業計画の認定状況

認定番号	認定年月日	認定を受けた者	再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品の種類及び重量	再資源化の実施方法	再資源化により得られた物の利用方法
第1号	令和5年4月19日	緑川化成工業株式会社	使用済アクリル板：100t/年	材料リサイクル (ペレット)	再生アクリルシート製造
第2号	令和6年3月1日	花王株式会社及び 花王ロジスティクス株式会社	使用済みつめかえパック (つめかえ用フィルム容器)：1.5t/年	材料リサイクル (洗浄・微細化フィルム 破砕物)	容器製造原料
第3号	令和6年3月6日	積水化成品工業株式会社	発泡スチロール(ビーズ) 家電の緩衝材など：2t/年 発泡スチロール(シート) 白色トレイなど：0.1t/年	材料リサイクル (PSインゴット・ペレット)	発泡スチロール製造
第4号	令和6年7月22日	イオンディライト株式会社	アクリル板：38t/年 PET板：35t/年 塩ビ板：5t/年	材料リサイクル	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造など
第5号	令和6年8月20日	川上産業株式会社	ポリエチレン (気泡緩衝材)：130.4t/年	材料リサイクル	再生ペレット (気泡緩衝材原料)
第6号	令和7年5月26日	シスメックス株式会社	ポリエチレン製フィルムバック：5t/年	材料リサイクル	容器製造原料

6-3 プラスチック資源循環促進法第48条再資源化事業計画の認定状況

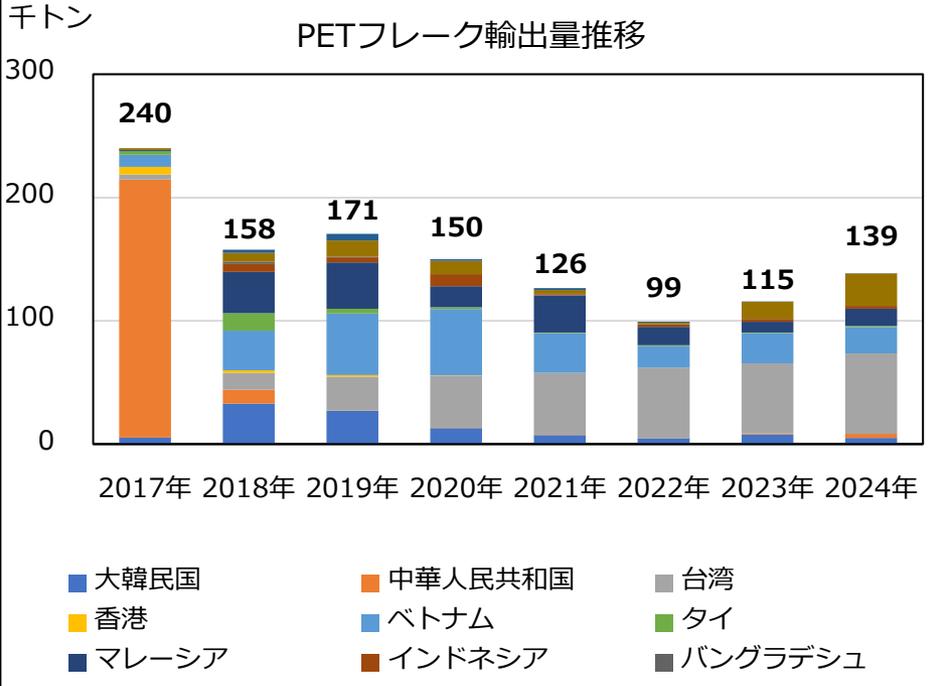
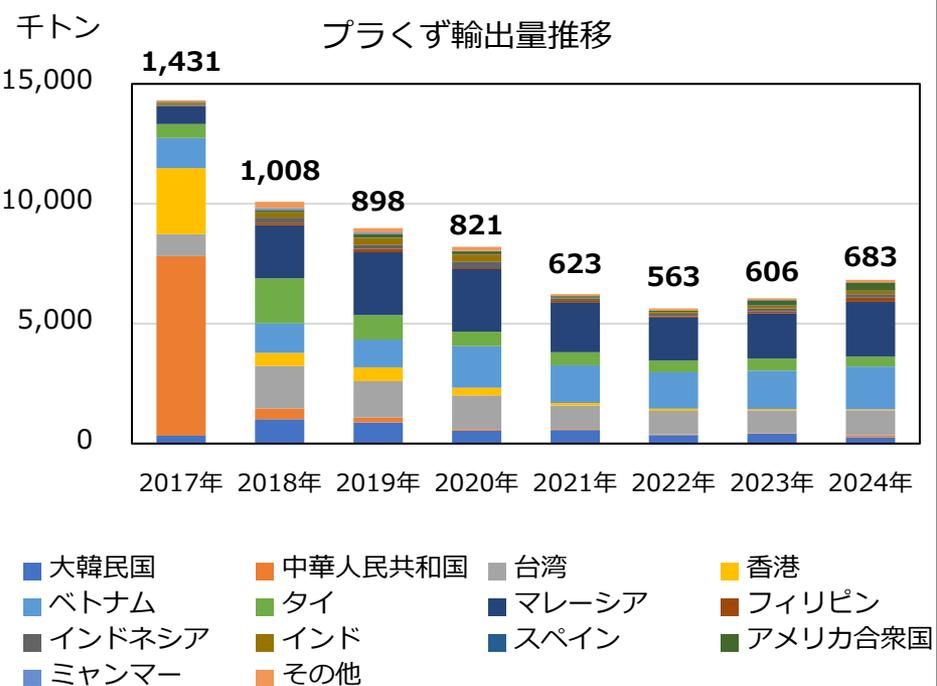
令和5年4月19日付けで再資源化事業計画 2 件を認定してから、令和6年9月現在で6件を認定している。

法第48条再資源化事業計画の認定状況

認定番号	認定年月日	認定を受けた者	再資源化を実施するプラスチック 使用製品産業廃棄物等の種類及び重量	再資源化の実施方法	再資源化により得られた 物の利用方法
第1号	令和5年4月19日	三重中央開発株式会社	食品包装資材：360t/年 工場端材：280t/年	材料リサイクル (ペレット)	パレット製造等
第2号	令和5年4月19日	DINS関西株式会社	廃棄ペットボトル：201t/年	材料リサイクル (ペットボトル圧縮梱 包物)	飲料用 ペットボトル製造
第3号	令和6年1月16日	浪速運送株式会社	アパレル由来の プラスチック軟質フィルム (衣類用カバー、PE・PP)：250t/年	材料リサイクル	ペレット製造
第4号	令和6年4月19日	木村工業株式会社	歯ブラシ：17.46t/年 ヘアブラシ：10.92t/年 カミソリ：5.97t/年 ブラカップ：2.02t/年 歯間ブラシ：1t/年	材料リサイクル	ペレット原料資材
第5号	令和6年7月22日	宏幸株式会社	風車ブレード (FRP)、バスタブ (FRP)：311t/年 ケーブル被覆 (PVC)：630t/年	材料リサイクル	太陽光発電における下 敷マット
第6号	令和6年9月18日	天馬株式会社	樹脂団子 (PP)：200t/年	材料リサイクル	自社製品 (ハウスウェア 製品等)

6-4 廃プラスチックの輸入規制

2017年末に中国によるプラスチックくずの輸入規制が強化され、日本から中国への輸出はほとんどなくなった。それ以後、東南アジア諸国への輸出が増えたが、東南アジア諸国においても輸入規制措置がとられたことにより、これらの国への輸出も減少した。また、2019年に開催されたバーゼル条約締約国会議（COP14）で採択された廃プラスチックの新規規制追加に伴いバーゼル法の省令改正を行い、2021年1月1日からリサイクルに適さない汚れた廃プラスチックの輸出入が規制対象に追加され輸出はさらに減少したが、近年は増加傾向にある。



6-5 環境配慮設計の促進

各素材ではリデュース目標を設定し、環境配慮設計の考え方の普及、軽量化や薄肉化、無駄のない形状への変更、コンパクト化など、容器包装リデュースの取り組みを展開している。また、各素材をリサイクルしやすくするために、ガイドライン等も策定している。

表 リデュースの数値目標及び実績

素材	指標	2025年度目標 (2004年度比)	リデュースの実績							
			2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
ガラスびん	1本/1缶当たり平均重量の軽量化率	1.5%以上	1.5%	2.2%	1.2%	1.7%	2.2%	1.9%	2.5%	2.4%
PETボトル		25%以上	23.0%	23.9%	23.6%	24.8%	25.3%	25.6%	27.6%	28.4%
スチール缶		9%以上	7.7%	7.8%	7.3%	8.1%	8.6%	9.1%	9.4%	9.9%
アルミ缶		6%以上	5.1%	5.3%	5.3%	5.4%	5.8%	6.2%	6.1%	6.8%
飲料用紙容器	1m ² 当たり平均重量の軽量化率	3%以上※	2.5%	2.9%	2.9%	2.9%	2.5%	2.5%	2.7%	3.6%
段ボール		6.5%以上	5.2%	5.1%	5.1%	5.5%	6.1%	5.9%	6.2%	7.0%
紙製容器包装	リデュース率	15%以上	11.5%	11.2%	10.7%	13.1%	23.5%	18.8%	16.2%	21.1%
プラスチック容器包装		22%以上	15.3%	15.9%	17.0%	17.6%	19.2%	19.1%	19.7%	22.1%

※牛乳用500mlサイズカートンを対象とする。

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装

- 自主設計ガイドライン
- PETボトルの環境配慮設計指針

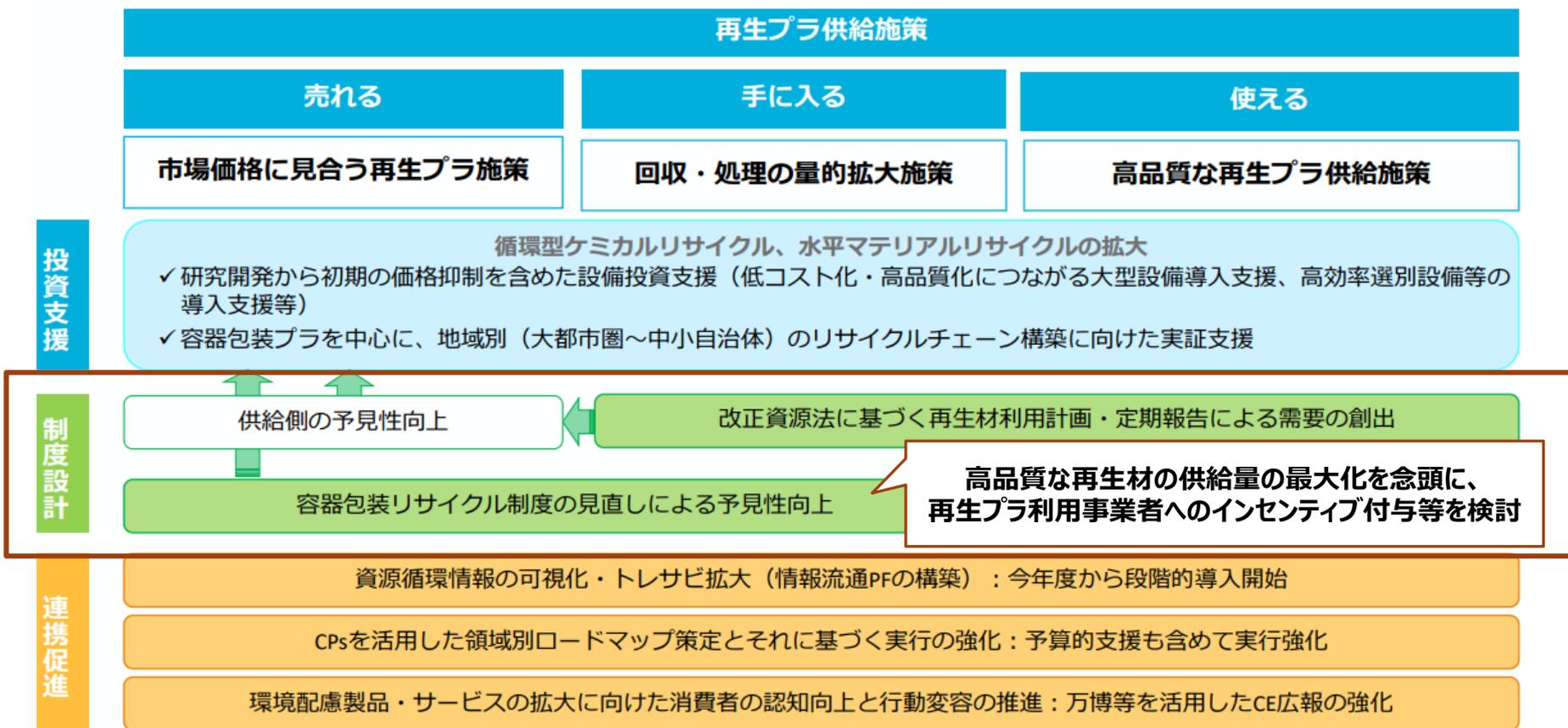
プラスチック製容器包装

- プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針 改訂版
- プラスチック製容器包装の環境配慮設計・ガイドライン

6-6 資源有効利用促進法の改正

令和7年5月に成立した資源有効利用促進法の改正により、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して再生材利用計画の作成及び定期報告を求めることとした。容器包装リサイクル制度の見直しと併せて、再生プラ供給量の予見性向上に向けた制度設計を進める。

再生プラの供給量・質の向上に向けた施策



6-6 資源有効利用促進法の改正

脱炭素化再生資源利用ワーキンググループにおいて、脱炭素化再生資源としてプラスチック、指定脱炭素化再生資源利用促進製品として容器包装（食品（PETボトル以外）や医薬品を除く）、家電、自動車を選定された。プラ製容器包装については生産量又は販売量が年間一万トン以上の事業者を対象に、2027年6月までに再生材利用計画の提出が求められる。

● 再生材利用計画策定・定期報告の概要

脱炭素化再生資源	プラスチック
指定脱炭素化再生資源利用促進製品	容器包装（食品（PETボトル以外）や医薬品を除く）、家電、自動車
計画作成・定期報告、勧告・命令の対象となる生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）	一万トン（プラスチック製容器包装の場合）

● 再生材利用計画の記載内容（案）

再生材利用計画の報告対象事業者は下記項目について、5年・15年以内それぞれの目標設定が求められる。

- ・ 自ら製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量
（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）
- ・ その事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量
（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）
- ・ 自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の脱炭素化再生資源の利用量
（プラスチック消費量に対する再生プラスチックの利用量の比率）

● 再生材利用計画・定期報告のスケジュール

- 2026年4月1日 : 改正資源有効利用促進法の施行
- 2027年6月末日〆 : 再生材利用計画提出
- 2028年度以降（6月末日〆） : 前年度実績の定期報告提出